

○令和8年4月に小学校入学予定のお子様の保護者のみなさまへ(この案内は審査結果通知書を受け取るまで保管してください。)

## 令和7年度 就学援助制度のお知らせ

松戸市教育委員会

松戸市では、経済的な理由でお困りの保護者に就学援助費として学用品費や給食費等の援助を行っています。就学援助費のうち、入学に必要な「新入学用品費」を「入学準備金」として入学前に支給します。

下記案内をご確認いただき、希望される場合は、必要書類を添えて申請してください。

なお、今回申請しない場合でも、小学校入学後に就学援助を申請し、4月認定となった場合には、入学後に「新入学用品費」(入学準備金と同額)を支給します。この場合、支給時期は令和8年7月の予定です。

### 1 入学準備金支給の対象となる方

松戸市に在住し、松戸市立小学校又は国立及び公立小学校に入学予定の児童の保護者で、次のいずれか一つに該当する方が対象です。

- ① 令和6年4月以降に生活保護が停止又は廃止となった方
- ② 児童扶養手当を受けている方(特別児童扶養手当・児童手当ではありません)
- ③ 現在、生活福祉資金の貸し付けを受けている方
- ④ 収入が少なく、経済的に困っている方(世帯の合計所得額が下記の参考表以下の世帯)
- ⑤ その他特別な事情がある方(証明書類が必要です。あらかじめ学校財務課までご相談ください)

※ 申請時に松戸市民でも、令和8年2月1日以前に松戸市を転出した方は対象外です。

生活保護を受けている保護者の方は、生活保護費から支給されるため、就学援助の申請は必要ありません。

#### 《参考》 基準額の目安(概算)

世帯	家族構成の一例 ( )内は年齢	合計所得(持家)	合計所得(借家)
2人	母(40)・小学生(7)	約199万円以下	約292万円以下
3人	父(40)・母(35)・小学生(7)	約268万円以下	約360万円以下
4人	父(40)・母(35)・小学生(11)・幼児(4)	約301万円以下	約394万円以下
5人	父(43)・母(38)・中学生(13)・小学生(10)・幼児(4)	約359万円以下	約452万円以下

※ 給与所得の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得の方は確定申告書の「所得金額の合計」です。

※ 上表の基準額は、あくまで目安です。基準額は世帯状況(家族構成、年齢、持家・借家等)によって変わります。事前にお問い合わせいただいても基準額の計算はできません。

### 2 受付期間 令和7年10月17日(金)～ 令和8年1月9日(金)

### 3 申請について

申請は、紙面または電子(オンライン)のどちらからでも可能です。

※収入・所得の有無に関係なく、事前に令和6年分の所得の申告を済ませておいてください。税の申告をしていない方は審査ができません。税務署または松戸市市民税課で申告を済ませておいてください。

#### ◆ 電子申請(オンライン申請)

右のQRコード(松戸市オンライン申請システム)からアクセスし、申請をしてください。(お子様が複数いる場合は、それぞれ申請してください)

※オンライン申請システムが初めての方は、申請前に利用者の新規登録が必要です。



#### ◆ 紙で申請

申請書に必要事項を記入し、松戸市教育委員会 学校財務課へ郵送または窓口で提出してください。申請書はホームページからダウンロードも可能です。

【宛先】〒271-8588

松戸市根本 356 番地 京葉ガスビル 4 階 松戸市教育委員会 学校財務課

※裏面もご覧下さい※

#### 4 支給額・支給時期

- ◆ 支給金額 57,060円
- ◆ 支給時期 令和8年2月下旬
- ◆ 支給方法 申請書に記載の保護者口座に振込

#### 5 申請にあたっての留意事項

##### ◆ 提出期限について

提出期限は 令和8年1月9日(金)です。

※提出期限を過ぎますと受付できませんので、ご注意ください。

書類不備の際には、申請書にご記入いただいた番号にお電話します。着信できる状態にしておいて頂くか、留守電・折り返しの連絡等の対応をお願いします。期限を超えても不備が解消されない場合、入学準備金の支給はできません。

##### ◆ 申請に必要な添付書類について

(1)振込先の通帳の写し(金融機関名・支店名・名義人カナ・口座番号が記載されている面、表紙を1枚開いたページ等)は必ず添付してください。

(2)以下の要件に該当する場合(添付書類で審査)

該当する証明書類を添付してください。(紙面申請の方は、コピー可)

①令和6年4月以降に生活保護が停止又は廃止となった…生活保護受給証明書

②児童扶養手当をうけている……………児童扶養手当証

③現在、生活福祉資金の貸し付けを受けている……………生活福祉資金貸付決定通知書

④その他児童生徒が就学困難となる特別な事情がある……その理由の証明書類

※ あらかじめ学校財務課までご相談ください

(3)上記(2)以外の場合(世帯総所得で審査)

①令和7年1月1日の住民登録地が松戸市の方

②令和7年1月1日の住民登録地が松戸市外の方

通帳の写し以外の

**添付書類は原則不要です**

ただし、令和6年分の所得を申告していない方は審査ができませんので税務署または松戸市市民税課で申告をしてください。昨年一年間所得がなかった方も、所得がない旨の住民税の申告手続きをしてください。

※申告期間外や修正申告があった場合、離婚等で所得が確認できない場合等、松戸市に住民登録がある方でも証明書の提出を求めることがありますので予めご了承ください。

※個別の事案については、市民税課 (TEL366-7322) にお問い合わせください。

**所得に関する証明書が必要です**

**令和7年1月1日に住民登録していた市区町村から「所得証明書又は課税証明書」を取り寄せ、提出してください。**

※証明書の名称は市区町村により異なります。令和6年中(令和6年1月～令和6年12月)の所得額が記載されている証明書の交付を受けてください(コピー可)。源泉徴収票ではお受けできません。

##### ◆ 教育委員会で審査を行った結果は、郵送にてお知らせいたします(令和8年2月中旬頃)

小学校入学後も継続して就学援助制度を希望される場合は、入学後に改めてお申込みの必要があります。

※今回(令和6年分の所得で審査の結果)認定となり、入学準備金が支給された場合でも、入学後の就学援助については、令和7年分の所得で再度審査を行いますので、認定とならない可能性があります。認定となる場合は「新入学用品費」を除く就学援助費を支給します(松戸市立小学校では入学式後に学校から申請書配布します)。

#### 6 問合わせ先

松戸市教育委員会 学校財務課 TEL:047-366-7460  
〒271-8588 松戸市根本356番地 京葉ガスビル4階